

◎特定商取引に関する法律の一部を改

正する法律

(平成二四年八月二二日法律第五九号)

一、提案理由(平成二四年四月一日・参議院消費者問題に関する特別委員会)

○国務大臣(松原仁君) 　ただいま議題となりました特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加しており、このような取引を行う事業者が不当な勧誘を行っていることや、一旦こうした契約を結んでしまうと売主がその申込みの撤回等を行うことができないこと等が問題となっております。

これらの問題を克服し、高齢者の方々を始めとした国民が安心して暮らせる社会をつくるためには、新たな対策を講ずることが必要不可欠であります。

こうした認識の下、訪問購入に係る取引を公正なものとし、

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

その取引による被害を未然に防止するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において行う、政令で指定する物品の購入を規制の対象といたします。

第二に、訪問購入に関して、契約を締結しない旨の意思を示した者に対する勧誘や、契約の締結、契約の解除の妨害、又は物品の引渡しのために、不実のことを告げる行為及び威迫して困惑させる行為等の不当な行為を購入業者が行うことを禁止します。また、訪問購入に係る契約の内容を明らかにする書面の交付を購入業者に義務付ける等の措置を講じます。

第三に、訪問購入に係る売買契約について、売主は、一定の期間その申込みの撤回等ができることといたします。また、売主はその期間中は、購入業者に対し物品の引渡しを拒むことができるほか、購入業者に物品を引き渡し、その物品が購入業者から第三者に引き渡された場合においても、一定の条件の下で当該物品を取り戻せるようにする等の措置を講じます。

以上が本法律案の提案理由及びその趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

二、参議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二四年六月二〇日)

○山本博司君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、その取引を公正なものとし、取引の相手方の利益の保護を図るため、物品の訪問購入を行う購入業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、訪問購入の規制対象物品の範囲、本法律案による消費者被害の未然防止の効果、訪問購入の規制内容の周知徹底等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党を代表して二之湯理事より、訪問購入の規制対象物品の非限定化、勧誘の要請をしていない

者に対する勧誘の禁止、購入業者から第三者への物品の引渡しについての売買契約の相手方に対する通知等を内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議を行いました。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月二〇日)

○二之湯智君 私は、ただいま議題となっております特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

まず、その趣旨について御説明申し上げます。

近年、訪問購入に係る取引による消費者被害が急増しており、その被害を未然に防止するために本法律案は提出されまし

た。速やかに法制上の措置が必要との認識は共有するところでありますが、被害の実態を踏まえ、消費者にとつてより実効性の高い措置を講ずる必要がある、本修正案を提出するものであります。

修正案の内容の概要は、次のとおりであります。

第一に、政令で定める指定物品に限定されており、訪問購入の規制の対象となる物品につきまして、原則として、全ての物品を対象とすることといたしております。

第二に、購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならないこととする。同時に、購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立ち、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘をしてはならないこととする、いわゆる不招請勧誘の禁止等に関する規定を新設することといたしております。

第三に、購入業者は、売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後、第三者に当該物品を引き渡したときは、いわゆるクーリングオフ期間を経過した場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に対し通知しなければならないことといたしております。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

第四に、購入業者は、売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後、クーリングオフ期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、当該物品に係る売買契約に関し、クーリングオフをされることがある等の旨を、その第三者に対し通知しなければならないことといたしております。

第五に、附則において、政府は、訪問購入に係る売買契約の申込者等がクーリングオフをした場合において、当該申込者等が物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を新設するとともに、施行後五年を経過した場合とされております見直しの時期を、三年とすることといたしております。

以上が修正案の趣旨及び内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二四年六月二〇日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本改正の趣旨及び内容について、消費者及び事業者等に対し十分な周知徹底を図ること。特に、訪問購入に係るトラブル

ルの相談件数の多い高齢者に対し、分かりやすいガイドラインの作成、説明会の実施等周知、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。

二、本改正の実効性を確保するため、必要な体制の整備を行うとともに、不招請勧誘の禁止及び物品の引渡し拒絶等の規定の内容を通達等により明確化すること。また、関係省庁、地方自治体、警察及び消費者団体等の一層の連携強化を図り、購入業者に対する業務の是正又は改善の指示等の措置を厳正かつ機動的に講ずること。

三、消費者被害の未然防止のためには住民に身近な地方消費者行政の充実が必要であることに鑑み、都道府県における本法の執行体制の強化を始めとした地方消費者行政に対する国の支援を早急に講ずること。また、本法に基づく差止請求訴訟を担う適格消費者団体への支援についても適切な措置を講ずること。

四、訪問購入に係る規制の対象とならない物品及び不招請勧誘の禁止の規定の適用除外となる取引の態様を政令で定めるに当たっては、規制の隙間が生じないようにするとともに、消費者委員会の意見を十分に尊重すること。また、本法の施行状況を十分に踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

五、訪問購入に係るトラブルの相談件数のうち、電話勧誘によ

るものが一定割合を占める状況に鑑み、本法の施行状況の検討と併せて、訪問購入に係る不招請の電話勧誘を禁止することの可否について検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、商品、役務及び取引形態等の多様化及び複雑化に伴い、今後も規制の隙間を狙う新しい商法による消費者被害が発生するおそれがあることを踏まえ、消費者被害の未然防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。

―右決議する。

三、衆議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二四年八月一〇日)

○阿久津幸彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定商取引法改正案は、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、訪問購入を行う業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申し込みの撤回を認める等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る六月二十日、参議院において修正議決の上、本

院に送付され、七月三十一日本委員会に付託されました。

委員会においては、今月一日、松原国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参議院における修正部分について参議院消費者問題に関する特別委員長から趣旨の説明を聴取し、七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年八月七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正の趣旨及び内容について、消費者及び事業者等に対し十分な周知徹底を図ること。特に、訪問購入に係るトラブルの相談件数の多い高齢者に対し、分かりやすいガイドラインの作成、説明会の実施等周知、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。
- 二 本改正の実効性を確保するため、必要な体制の整備を行うとともに、不招請勧誘の禁止及び物品の引渡し拒絶等の規

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

定の内容を通達等により明確化すること。また、関係省庁、地方自治体、警察及び消費者団体等の一層の連携強化を図り、購入業者に対する業務の是正又は改善の指示等の措置を厳正かつ機動的に講ずること。

- 三 消費者被害の未然防止のためには住民に身近な地方消費者行政の充実が必要であることに鑑み、都道府県における本法の執行体制の強化を始めとした地方消費者行政に対する国の支援を早急に講ずること。また、本法に基づく差止請求訴訟を担う適格消費者団体への支援についても適切な措置を講ずること。

四 訪問購入に係る規制の対象とならない物品及び不招請勧誘の禁止の規定の適用除外となる取引の態様を政令で定めるに当たっては、規制の隙間が生じないようにするとともに、消費者委員会の意見を十分に尊重すること。また、本法の施行状況を十分に踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

五 訪問購入に係るトラブルの相談件数のうち、電話勧誘によるものが一定割合を占める状況に鑑み、本法の施行状況の検討と併せて、訪問購入に係る不招請の電話勧誘を禁止することの要否について検討を行い、必要な措置を講ずること。

六 商品、役務及び取引形態等の多様化及び複雑化に伴い、今後も規制の隙間を狙う新しい商法による消費者被害が発生す

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

るおそれがあることを踏まえ、消費者被害の未然防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。